

俱楽部たより

2016.8

つるま法律俱楽部

残暑お見舞い申し上げます

憲法學習會

2016年7月10日の参議院議員選挙の結果、改憲勢力が議席の3分の2を占めましたが、今、改憲は必要なのでしょうか？ 改憲の是非を判断するため、特に自民党「日本国憲法改正草案」がいかなる内容で、どのような国のかたちを目指しているのかを学びましょう。

日 時 9月13日(火) 午後6時30分~8時

場 所 法律事務所奧會議室

(名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地)

エスティプラザ御器所4階)

定 員 25名(參加費無料)

講 師 安井一大弁護士

支え会う会♪ぴーぷる♪茶話会

日 時 9月10日(土)午前10時~12時

場 所 法律事務所奧會議室

(名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地 エスティプラザ御器所4階)

報告者 稲熊 久子さん（ケアマネージャー）

年を重ねても支え合い、安心した心豊かな老後を共有するために、今からできることは？ 現場からの報告を受けてみんなで話し合いましょう。

第5回 卓球大会のご案内

日 時 10月21(金) 午後6時45分~8時30分

(会場は午後6時より練習可)

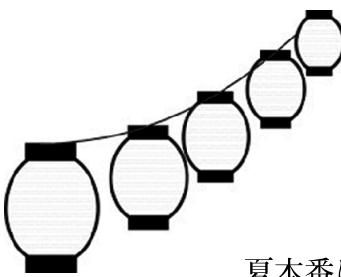
場 所 昭和生涯学習センター

参加費 500円

*詳細は別紙同封チラシをご覧下さい。

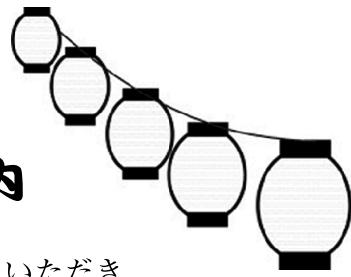
(事前に申込が必要です。)





納涼会

～美アガーデン～のご案内



夏本番になってきました。おしゃれな料理とお酒をいただき、暑い夏を乗り切りましょう。小野万里子法律事務所の送別会も兼ねています。

皆さまのご参加をお待ちしています。



日 に ち : 8月26日(金)
時 間 : 午後7時~9時
場 所 : アプローズスクエア名古屋
屋内ビアガーデン 1階
(TEL:052-861-7869)

名古屋市中区丸の内2-9-36
(地下鉄鶴舞線丸の内駅 2番出口より徒歩2分)

金 額 : 5,000円
内 容 : スープやローストビーフなど約20種類が2時間食べ飲み放題。
申込み : 法律事務所へ電話でお申し込みください。(定員30名)
申込み締め切り日は8月19日です。



会員リンク

会員 田中 万里

映画「不思議なクニの憲法」を推薦します。

私は小さい時から父が大好きでした。その父は映画が好きで、私をよく一緒に映画に連れて行ってくれました。父と観た映画で、子ども心に一番心に残っているのは、ルネクレマン監督の「禁じられた遊び」です。「戦争は嫌だな、悲しいな」こう思ったこの気持ちが今の私の平和を願う原点だと思います。

時が流れ、去年からのアベ政治を見ていると不安で居ても立ってもいられなくなります。

先日、南区の小さなカフェで松井久子監督の映画「不思議なクニの憲法」の上映会があると聞き観に行ってきました。この映画で松井監督は、安保法案に反対の声をあげ始めた普通の市民にカメラを向けています。その人たちは、みんな笑顔がきれいで、キリッとしていて、自分の言葉で声をあげ行動していました。そんな人たちの合間に憲法学者や有識者のひとたちのお話もあります。それから、自分の幼い子どもを人に預け、憲法について知りたいというお母さんたちの憲法勉強会へ講師として出向いていく、ひたむきな若い女性弁護士も出ていました。私は観ていて胸が熱くなりました。

戦争が終わった時「もう戦争はこりごりだ。全ての国民がひとり一人大切にされる世の中にしたい」という人たちが考えて作ってくれた今の「日本国憲法」。こんなに素晴らしい憲法があるのに…。国民をないがしろにする政府の政治家たちが不思議…です。私には。

それから、政治や選挙に興味のない人たちも不思議…です。このクニが不思議ではない、ちゃんとしたクニになりますように。そして、このクニで今、どんなことがじわじわと起ころうとしているのか知るために、この映画をお薦めします。(9月2日に「不思議なクニの憲法」の上映会を行います。詳しくは、同封のチラシをご覧下さい。)

事務所移転のごあいさつ

小野万里子法律事務所
弁護士 小野 万里子

本年8月末をもって、当事務所を名古屋市東区白壁に移転することになりました。

1990年4月の弁護士登録以来26年間の長きにわたり、小島高志先生やつるま法律俱楽部を中心とした多くの皆様にお世話になり育てていただきましたことを、心から感謝し御礼申し上げます。また、私のわがままにも辛抱強くつきあって、法律業務はもちろんのことイラク支援活動をも全面的に支えてくれた事務局の皆さんにも、心から御礼を申し上げます。

移転先では、私もライフワークにしております「戦争と平和」の問題に長く取り組んで来られた先達者の野間美喜子弁護士（『平和と戦争の資料館ピースあいち』館長）と協力して執務する予定です。執務場所は変わりますが、つるま法律俱楽部の皆様とは可能な限りこれまで通りおつき合いをさせていただき、法律相談、法律講座、旅行等の各種行事も参加させていただけますと幸甚です。

新事務所は赤煉瓦の市政資料館（旧裁判所の建物）のすぐ東ですので、ついでがありましたらぜひお立ち寄り下さい。本当に長い間ありがとうございました。そしてこれからも変わらずご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

(移転先) 名古屋市東区白壁1丁目60番地

TEL 052-957-3555

つるま法律俱楽部事務局からのお知らせ

小野万里子法律事務所の移転に伴い、つるま法律俱楽部の法律相談・事務局は9月1日より鶴舞総合法律事務所で行います。よろしくお願ひ申し上げます。

退職のお知らせ

この度、一身上の都合により9月30日をもって退職することになりました。

在職中は、法律講座、平和学習、平和ツアーや等の俱楽部行事を通じ、会員の皆様と一緒に学び、楽しみ笑い、と大変貴重な時間を過ごさせていただきました。不慣れな点も多く、会員のみなさまにはご迷惑をおかけしたことも多々あったかと思いますが、その都度あたたかくご指導いただき、少しずつですが成長していくことができたかなと思っています。今まで大変お世話になり、本当にありがとうございました。

今後はつるま法律俱楽部一員として、みなさまと一緒にさせていただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

小野万里子法律事務所事務局 岡 明美

行事報告

「認知症サポーター養成講座」～認知症を理解する～ の講座を受講して

和田 由美子

私はヤクルトレディをしています。約4年前から、週に1回、法律事務所へヤクルト販売でお邪魔し、健康や世の中の話を事務員さんと話す内に段々と親しくなりました。以前、子どもたちと一緒に卓球大会に参加させていただいたことがありましたが、つるま法律倶楽部の講座は今回が初めての参加でした。

ヤクルトレディの仕事を始めてもうすぐ5年になります。私が伺っているお客様の中には、家族に迷惑をかけまいと不自由な体で買い物に行ったり、自炊したりして頑張って生活されている方や、転んで入院されたり、デイサービスに通われるようになったりする方もいらっしゃいます。苦労して日常生活を送っている方を見ると、少し手を貸してあげるだけで楽に生活が送れるようになるのになあ、と思うことがあります。

外からは全くわからないけれど、一歩家の中に入るととても大変な生活をおくっている方が結構たくさんいます。そして、私も含め誰もがあと数年後には自分の番がくるのではないかと不安に思いながら生活しているのではな
いでしょうか。

認知症の方を家族だけで、まして1人でお世話することは大変だと思います。今回、この講座を受講し、認知症の理解を広めようと活動が行われていることを知り、安心しました。そして、もっともっと認知症に対する正しい知識を早急に広める必要性を強く感じました。私も仕事を通じて、訪問先の高齢者の方や困っていらっしゃる方に声かけをしていくなど、小さなことから始めてみようと思いました。



支え会う会♪ぴーぷる♪に参加して

会員 谷口 純子

私の娘は水頭症で体内にシャントを入れていて、磁力が強い場所に近づくことができません。学校の校外学習で出かけるときには、事前に私が建物内に磁力が強い場所がないか確認に行っていました。そのことを支え合う会♪ぴーぷる♪で話したところ、科学館のボランティアをしている倶楽部会員のUさんが、館内の磁力が強い場所を調べてくれました。

困っていることを一人で抱え込まずに相談できる場所があれば、いろんな方の知恵が集まり、助けてもらえることがあるのだと感じました。

事件報告

既報学校関係事件その後（まとめて報告）

鶴舞総合法律事務所
弁護士 小島 高志

♣ 名古屋女子大学 T 教授事件

最高裁、上告受理申立を認めず。高裁判決が確定

本通信で幾度も取り上げ、中日新聞、週刊誌 A E R A 、 T B S ラジオ等でも報道されてきた事件が確定しました。今年 6 月 17 日、最高裁が名古屋女子大学を経営する越原学園の上告受理申立を受理しないと決定したのです。この結果は直ちに N H K 名古屋で放映されました。

地裁、高裁判決は T 教授の主張をことごとく認め、越原学園を厳しく弾劾しました。 T 教授はもともと優秀で誠実な学者であり教育者です。学園が判決内容を深く受け止め、 T 教授を一日も早く研究と教育の場に復帰させるよう願います。

♣ 名古屋女子大学中高等学校不当労働行為救済申立事件

中央労働委員会で和解が成立

教職員組合の主張を全面的に認めた愛知県労働委員会の初審命令につき、学園が不服を申し立て、事件は中央労働委員会に係属しました。昨年、中央労働委員会の強い和解勧告によって、実質的に初審命令の内容を学園にそのまま認めざるせるとともに新たに団体交渉ルールを定める和解が成立しました。健全な労使関係回復と充実した教育活動の基礎作りのための前向きな一歩となるべきものです。

♣ 岡崎学園不当労働行為救済申立事件

中労委でも救済命令。行政訴訟に。

学園が初審命令に不服を申し立て、事件は中央労働委員会に係属しましたが、同委員会は学園の不服申立に理由がないと判断し、あらためて学園に対して、不当労働行為を是正するとともにいわゆる謝罪文を交付するよう命じました。しかし学園はなお不服だとし、東京地裁に対し、命令を取り消すよう中労委を被告とする行政訴訟を提訴しました。教職員組合はこれに補助参加しています。

法的判断に従おうとせず、不服申立によっていたずらに紛争を引き延ばすことは、学校教育上決して好ましいことではないはずです。

♣ 名古屋経済大学 T 准教授事件

職場復帰に向けて

学園の T 准教授に対する給与支払い停止措置については、それを不当とする仮処分命令と本案判決が出され、これを受けて過去分の給与等の精算手続、共済組合員資格回復措置も取られ、給与の支払いを受けられるようになりました。そして現在は、職場復帰手順や条件整備のため、医師、双方代理人で協議、交渉中です。

なおネット上で、 T 准教授の娘さんの自死について不当に死者と遺族を貶める執拗な書き込みがなされました。 T 准教授は周囲の支援を受けてこれに立ち向かっておられます。

緊急事態条項について

鶴舞総合法律事務所
弁護士 安井 一大

2016年7月24日、昭和区9条の会の総会にて緊急事態条項の問題点に関する報告をしました。緊急事態条項とは国家緊急権を創設する条項であるところ、国家緊急権とは要するに、非常事態において人権を極度に制限し、三権に分立した権力を政府に集中させるものです。現行日本国憲法には緊急事態条項は存在しませんが、自民党の日本国憲法改正草案で創設が提案されています。

緊急事態条項については、しばしば、災害時に迅速適切な対応をするために必要だという説明がされます。しかし、災害対策は事前準備が肝心ですが、国家緊急権はあくまで事後対応にすぎません。日弁連が被災三県（岩手、宮城、福島）の市町村に行ったアンケートでは、災害対策・災害対応について、「原則として市町村が主導して国が後方支援」が望ましいという回答が92%に上ります。国による災害対策は、後方支援のための事前の法律整備、その法律の適切な運用が求められるのです。また、テロへの対応を根拠に緊急事態条項の必要性が説明されることがあります、テロは犯罪であり刑事法で対応できます。

現行日本国憲法に緊急事態条項がないのは、非常という言葉を口実に政府の権力を大きくすることで立憲主義を破壊するからです。また、緊急事態には、参議院の緊急集会や平時からの法律の整備により対応できるからです。この議論は、1946年帝国憲法改正案委員会議事録に残っています。しかし、自民党の日本国憲法改正草案では、国会の事後承認を取るべき期間制限が無く、国会の事後承認が無くても政府の措置が失効しないなど、濫用の恐れが懸念されます。

このように、緊急事態条項創設の不必要性、現行日本国憲法に緊急事態条項がない理由、自民党の日本国憲法改正草案における緊急事態条項の内容から、緊急事態条項の創設には賛同できないと考えます。

事務局短信

☆毎月19日お昼、事務所近くの御器所交差点での「戦争法反対！」のスタンディングは参加者が少しずつ増えています。今、大切なのは声をあげ続けること、学び続けること、語り合うこと、共感を広げ合うこと。「町の人と一緒に行動することで望みが叶うのです。」とホセ・ムヒカウルグアイ大統領のお言葉です。

☆小野弁護士が鶴舞総合法律事務所に入所された1990年につるま法律俱楽部設立、小野万里子法律事務所を設立後もお隣の法律事務所として、事務局は日常業務はもちろん法律俱楽部の企画運営等を助け合って一緒に歩んできました。2つの法律事務所の事務局がいたから出来たこと、楽しかったことは沢山あったかと思っています。

法律事務所は1つになりますが、俱楽部世話人の皆様、この度退職される岡さん、事務局O Bのお力も借りながら、今までのよう法律俱楽部の活動が続けられるよう工夫し頑張っていきますので、俱楽部会員の皆様のご支援を引き続き宜しくお願ひいたします。

鶴舞総合法律事務所 事務局 岡田泰子・福田順子

【記録しておこう】 2016年第24回参議院選挙結果

(総務省公表資料による)

	選挙区 投票率54.70%			比例代表 投票率54.69%			非改選 議席	合計議席
	得票(万)	得票率%	当選者数	得票(万)	得票率%	当選者数		
自 民	2 2 5 9	39.94	3 6	2 0 1 1	35.91	1 9	6 5	1 2 0
公 明	4 2 6	7.54	7	7 5 2	13.52	7	1 1	2 5
民 進	1 4 2 2	25.14	2 1	1 1 7 5	20.98	1 1	1 7	4 9
共 産	4 1 0	7.26	1	6 0 2	10.74	5	8	1 4
お 維	3 3 0	5.84	3	5 1 5	9.20	4	5	1 2
社 民	2 9	0.51	0	1 5 4	2.74	1	1	2
生 活	—	—	—	1 0 7	1.91	1	1	2
日 こ	5 4	0.95	0	7 3	1.31	0	3	3
他			5			0	1 0	1 5
	5 6 5 6	100.00	7 3	5 6 0 1	100.00	4 8	1 2 1	2 4 2

*野党統一候補擁立によって、小選挙区制の欠陥（議席の自民独り占め）はいくらか緩和された。

*比例代表の自公得票率は計49.43%。

○改憲勢力が2／3を超えたというが、改憲したい点は各党で異なる。より具体的に見てゆく必要がある。

○独ナチスはポピュリズムを利用し、得票率3割台で、保守勢力とも結びつき、「合法的に」一党独裁体制を築いた。状況が似ている。気を許せない。

第10回 昭和区平和のつどい

「昭和区平和のつどい実行委員会」主催

日時 10月16日（日）午後1時30分～

場所 名古屋柳城短期大学体育館（名古屋市昭和区明月町2-54）

講師 伊藤 真 さん（弁護士・伊藤塾塾長）

*詳細は後日ご案内させていただきます。

誰でも楽しく歌えるハーモニー

「ピースアンサンブル」、「昭和区平和のつどい合唱団」 大募集

年齢性別経験を問いません。昭和区以外にお住まいの方もどうぞ。

現在、中学生から80歳代まで幅広い年代層の方が参加しています。

「ピースアンサンブル」は毎年恒例になっている「昭和区平和のつどい」での大合唱に向けて新団員を募集しています。応援参加の方も含め「昭和区平和のつどい合唱団」として練習しています。興味のある方は鶴舞総合法律事務所へお問い合わせください。

法律俱楽部会員さんも多数参加されています。



つるま法律俱楽部会員のみなさんへ ～無料法律相談をお気軽にご利用下さい。～

暮らしの中での困り事はありませんか？

- ・こういうことをどこに相談したらいいの？
- ・こんなことをわざわざ弁護士さんに聞いていいの？

一人で悩んでいませんか。

まずは、気軽に法律事務所へ電話でお尋ねください。

会員さんが紹介された相談者の法律相談も無料になりました。（1回限り30分）

◎相談受付 平日午前10時～午後5時

事前に必ず電話予約をお願いします。

上記時間外の相談についても対応させていただきます。

電話予約の際にお尋ね下さい。

◎電話相談 簡単で短時間の相談は電話でもお受けできます。



低山歩こう会

9月25日（日）陣馬形山（長野県上伊那郡 標高1445m）

11月20日（日）国見岳（三重県菰野町 標高1175m）

どなたでも参加いただけます。事務所まで連絡ください。詳しい案内を送ります。

低山歩こう会連絡先変更のお知らせ

〈連絡先〉 ☎466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地
エスティプラザ御器所4階 みらい保険事務所（仲野）
TEL 052-842-4144 / FAX 052-848-6303

つるま法律俱楽部会費納入のお願い

つるま法律俱楽部は、6月から新年度になりました。

今年度の会費が未納の方には、郵便局の振込用紙を同封させて頂きますので年会費3000円の納入をよろしくお願い致します。

尚、住所変更、退会等は連絡をお願いいたします。

夏季休暇のお知らせ

鶴舞総合法律事務所 8月11日（木）～16日（火）

小野万里子法律事務所 8月11日（木）～16日（火）

※法律相談の予約は、お早めにお願いします。

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地 エスティプラザ御器所4F
地下鉄御器所2番出口右へ徒歩2分

鶴舞総合法律事務所

TEL (052) 852-1220

FAX (052) 852-1227

小野万里子法律事務所

TEL (052) 852-1336

FAX (052) 858-3851